

大規模小売店舗設置者に求める 具体的な地域貢献策

1 まちづくりの取組への協力

各種まちづくりへの協力

本市が進める各種まちづくりの取組への協力を行うこと。

まちづくり等に取組む団体等への協力

まちづくり等、社会貢献活動を行う団体、グループに対して、活動への参加、活動場所の提供等の協力を行うこと。

中心市街地活性化及び地域振興の取組への参加・協力

中心市街地活性化及び地域振興のために実施される各種の取組に参加し、大型店のノウハウを活用する等の協力を行うこと。

市政情報等の提供への協力

大型店の出店計画や地域貢献策について広く市民に情報提供を行い、出店後においても周辺地域への生活環境への配慮、店舗の運営状況に係る情報を地域住民等に開示していくよう努めること。また、情報発信コーナー等を設置し、市政情報や地域のコミュニティ情報、ボランティア団体・NPO等の市民活動等の情報発信に努めること。

2 地域との連携

祭りなどの各種行事への参加・協力

祭りや伝統行事、レクリエーション・スポーツ大会等の各種行事を実施する各種団体等の活動への参加、活動場所の提供等の協力を行うこと。

地域商店街が主催する各種イベント等への参加・協力

近隣商店街が実施する共同売り出し等のイベントへの参加・協力等を行い、地域と連携して地域経済の活性化に取り組むこと。

商工会議所等への加入

設置者及びテナント事業者は商工会議所及び商店街団体等に参加するとともに、商店街等との共存のための施策を実施するなど、地域と連携して地域経済の活性化に取り組むこと。

市内及び県内商業者のテナント出店の推進

市内及び県内商業者のテナントとしての入居について、配慮に努めること。

市内及び県内の卸売業者との取引促進

経済の域内循環を強め、地域経済を活性化するために、テナント事業者と市内及び県内の卸売業者との取引促進に努めること。

市内の商工業者が行う商品開発等に対する支援

商品調達及び取引機会確保のために、市内商工業者から商品開発等に係る研究に対する支援・指導の依頼があった場合は、積極的に協力すること。

市内及び県内商業者の研修の機会の提供

地域及び市内の商業の活性化のために、在庫管理、発注システムなどの大型店の進んだシステムやノウハウを市内及び県内の商業者が学べるよう、研修の機会の提供等に努めること。

地域福祉活動への参加・協力

地域福祉活動には積極的に参加すること。また、活動場所の提供等の協力を行うこと。

店舗建設時における地元企業の積極的活用

店舗等の建設に当たっては、地元企業を積極的に活用するように努めること。

3 地元製品の販売促進への協力

地産地消の取組への協力

地産地消の促進に向けた取組に協力すること。

地元産品の積極的なPR活動

店内において、地元産品コーナー及び生産者等が直売できるコーナーの設置等、地元産品のPR活動や販売促進に協力すること。

地元産品の積極的な販売

市内農協や市場等からの農林水産物や加工・製品化された商品の取引を促進するとともに、地元産材を積極的に活用する等、地元産品の積極的な販売促進・需要拡大に努めること。

4 地元雇用の確保

地元からの優先的な雇用

従業員の採用にあたっては、地元から優先的に雇用するように努めること。

安定雇用の推進

従業員の採用にあたっては、地域における安定的な雇用確保の観点から、可能な限り正社員として採用するように努めること。また、アルバイト、パートタイマー等の雇用形態もとりつつ、希望や能力に応じて正社員への登用の機会を設けること。

障害者、若者及び高齢者の積極的な雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を遵守し、障害者雇用を推進するよう配慮に努めること。

また、若者及び高齢者の雇用を推進するように努めること。

子育て世代の雇用や仕事と家庭を両立しやすい環境づくり

少子化対策・男女共同参画推進の一環として、託児所等設置、短時間勤務制度の導入や育児・介護休業制度活用の推進等、仕事と家庭を両立しやすい環境の整備に努めること。また、結婚や出産・育児を機に退職した者の再雇用にも努めること。

従業員の職業能力開発の積極的な推進

従業員を採用した後も、安定的な雇用を維持するため、各種資格の取得等による職業能力開発を積極的に推進するとともに、ボランティア育成の視点も配慮した従業員教育を実施し、従業員の資質向上に努めること。

5 防犯・防災対策

実効性ある万引き防止等防犯対策の実施

店舗内における防犯や青少年非行防止の観点から、見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置、制服警備員による警備の強化等、実効性ある万引き防止等防犯対策を講じること。また、少年センターや警察、各種団体等が日常行なっている、青少年の健全育成や非行防止に関する行事や事業に積極的に協力を行うこと。

人通りの少ない場所に対する巡回の実施等

犯罪又は非行の発生場所となりやすい駐車場、荷捌き施設、建物の死角などの人通りの少ない場所については、制服警備員や従業員による定期的な巡回、照明・防犯カメラの設置等、犯罪や非行防止対策を講じること。

深夜営業時の防犯及び青少年の非行防止対策

深夜営業時の警備強化を図るとともに、できる限り深夜営業の自粛に努め、防犯や青少年の非行防止対策を講じること。

営業時間外の非行防止対策の実施

営業時間外においても、大型小売店舗立地法指針に基づき、駐車場の出入口の施錠及び適切な照明の設置、警備員の巡回など、犯罪や青少年の非行防止対策を講じること。

店舗及び店舗周辺において犯罪等が発生した際の被害者等の安全確

保のための適切な対応

警察署と連携し、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置などの緊急通報体制を確立し、防犯対策を講じること。また、従業員の防犯教育に努めること。

普通救命講習の受講

緊急時に迅速に対応できるよう、AED（自動体外式除細動器）を設置すること。また、従業員に普通救命講習を積極的に受講させること。

災害等緊急時の物資や避難場所の提供

災害等緊急時において、市から緊急物資の提供依頼があった場合には、必要な協力を行ない、また、避難場所や救護場所として、駐車場敷地を提供するなどの便宜を図ること。

災害等緊急時のボランティア活動への積極的な協力

災害等緊急時において、ボランティア活動へ積極的に協力すること。

消防啓発活動への事業所としての協力

災害等緊急時の迅速な対応や未然防止の観点から、消防啓発に積極的に協力すること。

治水対策の実施

土地開発に伴う雨水排水計画については、調整池の設置等を行うなど、周辺地域への影響を十分考慮して行うこと。

6 ユニバーサルデザインの導入

店舗や広告等へのユニバーサルデザインの導入

店舗等の整備にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に従い、子ども、子育て家庭や高齢者、障害者等にやさしい、だれもが利用しやすい店舗となるよう努めること。

また、売り出し広告、店頭でのプレート表示、ホームページなど、文字の大きさ、色づかい等、ユニバーサルデザインに配慮したものとすること。

物販を通じたユニバーサルデザインの普及への協力

ユニバーサルデザイン関連商品の取扱、関連商品コーナーの設置等により、ユニバーサルデザインの普及に協力すること。

地域商店街等へのユニバーサルデザインの普及への協力

上記 から で蓄積されたユニバーサルデザインのノウハウを地域商店街等に対して提供するよう協力すること。

ユニバーサルデザイン普及への取組

上記の取組み以外についての店舗の設置・運営に関しては、ユニバーサルデザインに沿った取組を行うこと。また、定期的な研修等を通じて、ユニバーサルデザインに対する従業員の理解を深めること。

7 環境保全及び省エネルギー対策等の推進

水保全対策の実施

土地開発に伴って減少する地下水涵養量を補完するため、駐車場、屋根雨水の地下浸透などの対策を推進し、店舗排水処理に留意するとともに、トイレ、掃除、樹木への散水等の雑用水は、雨水等を使用すること。

ヒートアイランド・地球温暖化対策の実施

ヒートアイランド対策として、敷地内の緑化及び屋上・壁面の緑化を推進すること。

また、地球温暖化等への対策として、駐車場でのアイドリングストップを推進すること。

簡易包装及びマイバッグ運動の実施

レジ袋等の廃棄量削減を行うため、過剰な包装を避け、包装紙・紙袋の簡素化を推進し、また、オリジナルのマイバッグ等を作成するなど、積極的なマイバッグ持参運動を推進すること。

ごみ減量及びリサイクル推進に向けた積極的な取組

紙パック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル等のリサイクル品についてはリサイクルボックスの設置・回収を行ない、また、店舗内で発生した生ゴミについては、堆肥化、バイオマス等ごみの減量に努め、その店舗内の環境行動についての市民啓発コーナーを設置すること。

店舗周辺地域における清掃美化活動への積極的な取組

店舗周辺の清掃美化活動を定期的実施すること。

また、十分な数のゴミ箱を設置するなど、来店者がポイ捨てをしないような環境を整えること。

廃棄物等の適正処理

テナント事業者と協力のうえ、廃棄物関連法令に従い周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮し、適切な措置を講じること。

「光害」対策の実施

屋外照明や広告塔照明の光が周辺住民や農作物等に悪影響を与えないよう、照明の配置場所（下方点灯の器具の使用等）、方向、強さ、点灯時間等の配慮に努めること。また、サーチライト等については、特定の対象物を照射すること以外に使用しないこと。

営業時間等短縮への配慮

省エネルギー推進のため、店舗の営業時間の短縮に努めること。

過剰な照明使用の削減や適切な空調温度の設定

過剰な照明使用を避けるとともに、省エネルギーのため、照明の清掃並びに定期的な交換保守点検を行うよう努めること。

また、空調温度については、こまめにチェックして冷やし過ぎや暖め過ぎにならないよう努めること。

省エネルギー・新エネルギー設備の導入

太陽光発電装置や小型風力発電装置等の新エネルギー設備の設置、断熱素材、コージェネレーション設備等の設置に努めること。

周辺環境への配慮及び緑化の協力

店舗の色彩や外観、広告物については、周辺の良い景観を阻害しないように配慮するとともに、敷地内緑化に努めること。

8 交通対策及び周辺施設対策

来店者や歩行者への安全対策

歩行者等の交通弱者に配慮し、駐車場出入口における交通整理員の配置、出入口の位置の工夫、また敷地の一部を歩道として通り抜け可能な通路として利用する等の交通安全対策の検討を行うこと。

店舗周辺道路の渋滞緩和に対する対策

繁忙期や混雑時間帯にあっては、交通整理員の配置を行う等の交通渋滞対策の措置を講じること。また、地域住民等から苦情があった場合や、事前の調査・予測と開店後の実情が大きく乖離しているような場合、再調査又は再予測を行うなどして追加的対応策を講じること。

来店者及び従業員への公共交通機関の利用促進

来店者及び従業員には、公共交通機関の利用や自家用車使用の自粛を呼びかける等の措置を講じること。

交通安全運動等への参加・協力

各種交通安全運動等に参加・協力をすること。

周辺施設への配慮

店舗周辺に立地する施設に対し、施設が有する機能を阻害しないよう対策を講じること。

9 店舗閉鎖時の適切な対応

早期の発表及び後継店舗の確保

撤退に伴うその後の対応策等について、可能な限り早期に地域住民、県、市、取引先等に十分な情報を提供すること。

また、周辺住民の買い物の利便性の低下及び失業者の発生等を極力抑えるため、設置者と核テナント事業者等が一致協力して、後継店舗や大型店承継者を確保するよう最大限の努力を払うこと。

従業員の新たな働き口の確保

従業員には可能な限り早期に情報を提供するとともに、関係機関と連携し

て、離職者の再就職や配置転換が円滑に進むよう最大限の努力を払うこと。

取引先企業に対する対応

取引先企業の経営が悪化しないよう、店舗閉鎖情報の早期提供や、後継店への紹介に努めること。

店舗閉鎖にともなう環境悪化の防止

店舗を閉鎖した場合は、防犯や安全対策等に努め、閉鎖にともなう環境悪化を防止するよう建物の管理に十分留意すること。

10 その他

従業員の市内居住の推進

従業員については、できる限り市内居住を推進すること。

その他地域の実情に応じて必要な事項

上記の地域貢献策以外にも、大型店の独自の方針として進める地域貢献、あるいは、地域の要望等を踏まえた地域貢献に積極的に取り組むこと。